

WAKWAK 光コラボ 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、「WAKWAK 光コラボ」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

※「WAKWAK 光コラボ マンションH」は、平成30年6月1日に「WAKWAK 光コラボ マンション」へ統合しました。

(本規程の範囲等)

第1条 本規程は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK における以下のサービスコース(以下、本サービスといいます)のご利用に係る条件について適用します。契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。(以下(1)ないし(2)のサービスコースの総称を「WAKWAK 光コラボ」といいます)

- (1) WAKWAK 光コラボ ファミリー
- (2) WAKWAK 光コラボ マンション

2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

(対象回線)

第2条 本サービスの対象回線は光コラボレーションモデルによる光アクセスサービスおよびダイヤルアップ回線です。

2. 第1項に定める回線以外には対応していません。

(契約者による解約)

第3条 契約者が利用契約の解約を希望する場合には、当社が定める方法により書面またはオンラインで届け出ていただくこととします。書面で利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の25日(必着)までに、当社に届け出ていただくこととします。25日(必着)までの届出の場合、当該月末に解約となり、26日以降となった場合には、翌月末の解約となります。オンラインで利用契約を解約する場合には、契約者は解約希望月の末日までに、当社に届け出ていただくこととします。この場合、当該末日をもって解約となります。

(最低利用期間)

第4条 本サービスを2018年5月31日までに申し込んだ場合、本サービスには、1契約毎に当社が別途電子メールにて通知し、「オンライン会員サポート」上に掲示するサービス提供開始日の属する月の初日から起算して24ヶ月間の最低利用期間があります。他の接続サービスコースから本サービスへコース変更する場合は、以下の通りとします。

- (1) 最低利用期間が設定されている「WAKWAK 光 with フレッツ I」から本サービスへコース変更する場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間の残余期間を、本サービスの最低利用期間として引き継ぐものとします。
 - (2) 上記以外の接続サービスコースからコース変更する場合、最低利用期間の起算日は、当社がコース変更の申込を承認し、別途電子メールにて通知し、「オンライン会員サポート」上に掲示する変更日の属する月の初日とします。
2. 2018年6月1日以降に本サービスを申し込む場合、本サービスの最低利用期間はありますが、他の接続サービスコースから本サービスへコース変更する場合は、以下の通りとします。
- (1) 最低利用期間が設定されている「WAKWAK 光 with フレッツ II」から本サービスへコース変更する場合、「WAKWAK 光 with フレッツ II」の最低利用期間の残余期間を、本サービスの最低利用期間として引き継ぐものとします。
 - (2) 上記以外の接続サービスコースから本サービスへコース変更する場合、最低利用期間はありません。
3. 契約者は、前項の最低利用期間内に「WAKWAK 光コラボ」から他の接続サービスコースへのコース変更、または解約、解除により「WAKWAK 光コラボ」にかかる利用契約を終了した場合は、以下の通りとします。
- (1) 「WAKWAK ドコモ光」、「WAKWAK コムシス光」、「WAKWAK for マンション全戸光プラン A(利用者向け)」、「WAKWAK for ギガマンション全戸光プラン A(利用者向け)」へコース変更する場合、解約事務手数料を免除します。
 - (2) 「WAKWAK 光 with フレッツ II」、「WAKWAK 光プラス」へコース変更する場合、コース変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間が引き継がれるものとします。最低利用期間内に「WAKWAK 光 with フレッツ II」、「WAKWAK 光プラス」にかかる利用契約を終了した場合は、本項各号の規定に準じます。
 - (3) 解約・解除の場合、解約事務手数料4,500円を、当社が定める期日までにお支払いいただきます。
4. 前項の定めにかかわらず、初期契約解除制度による「WAKWAK 光コラボ」の契約解除を届出た場合、前項に定める解約事務手数料を3,000円とします。
5. 初期契約解除により契約を解除する場合、契約解除するまでの期間において発生した本サービスの月額基本料金は請求しません。
6. 第2項および第3項に定める解約事務手数料は、以下の各号に該当する場合には免除する場合があります。
- (1) 契約者が死亡した場合

(2) 契約者の真によらない事由によって光サービスが使用できなくなった状況において、他の接続サービスコースへ変更し、かつ本サービスの最低利用期間と同等の期間内において、WAKWAK 利用規約第13条に定める解約の手続きを取らなかった場合

(料金の支払)

第5条 本サービスの利用に係る当社の料金債権(月額基本料金、オプションサービス料金、通話料、解約事務手数料等を含む)は、当社から契約者への請求、または当社が指定する光コラボレーション事業者から契約者へ請求のいずれかとします。

2. 前項において、光コラボレーション事業者より契約者へ請求する場合、契約者は当社が光コラボレーション事業者に料金債権を譲渡すること、および本サービスの利用に係る料金債権に対し、光コラボレーション事業者が定める第三者に譲渡する場合があることについてあらかじめ同意するものとします。

- * 本規程の実施に伴い、「WAKWAK for 光コラボ 利用規程」および「光コラボパートナー用接続コース利用規程」は平成29年5月31日をもって廃止します。
- * 「光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス」の提供は、WAKWAK ホームページでは行っておりません。契約者ご自身で光コラボレーション事業者にお申ください。
- * 「フレッツ光」から「光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス」へ変更される場合は、別途契約者より東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社(以下、NTT 東日本・NTT 西日本といいます)へ「フレッツ光」回線の転用のお申出が必要です。
- * NTT 東日本・NTT 西日本が提供する「フレッツ光」の各オプションサービス(ひかり電話、フレッツテレビなど)をご利用の契約者が、「光コラボレーションモデルによる光アクセスサービス」に変更されると、各オプションサービスがご利用いただけなくなる場合があります。詳細については、ご契約される光コラボレーション事業者へお問合せください。
- * 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は2017年6月1日より実施します。

表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。

2018年6月1日一部改定